

# 有識者会議 補足資料

## 厚生年金基金の役割(総合型) — 中小企業従業員への貴重な企業年金

1. 確定給付(DB)企業年金を独自に作ることのできない規模(数名～数百名)の事業主にとって、複数事業主が共同運営することで、ようやく独自年金(上乘せ)を支給できている。独自年金(上乘せ)の掛金はほとんど全額事業主負担であり、「事業主が従業員の老後のためを思って」加入している制度。
2. 一方で、基金として制度化されることで、事業主掛金支払いが法的に義務付けられており、経営の厳しくなった企業の従業員や年金受給者の受給権保護がきちんとなされている。単独の中小事業主制度だったならば、一時的な経営悪化だけで、受給者の年金までもカットされてしまう可能性も。
3. 代行部分があり資産規模が大きくなることで、数多くの商品分散投資が可能となり、運用委託報酬も低廉なもの(年0.3～0.6%程度。購入時販売手数料なし。個人向け投信の半分以下)が実現できている。(分散投資をしていなかった一部の基金は、極めて遺憾)

制度廃止となり解散が相次ぐようでは、現在の受給者の年金カット(あるいは上乘せ全額停止)、退職間近の従業員の上乗せ年金無しという事態に。

一方できちんとした運営をしている厚生年金基金の受給者・加入者にとっては、上乘せ年金制度廃止は納得がいかないのでは。

# 厚生年金基金の損益構造

## 概論 — 制度上の大きな問題点は、既に改正済

厚生年金基金の必要利回りを**5.5%**と誤認している有識者や関係者がいまだに多く、そのため、「5.5%の運用利回りなど出せるはずは無いので、厚年基金制度はいずれ立ち行かなくなる」といった誤解の上に誤解を重ねた意見も見られる。

⇒ **平成11年の法令改正(代行負債の利息が、5.5%ではなく、厚生年金本体の運用実績に)**  
実質的に、代行部分は「事前積立方式」から、「修正賦課方式準拠」に変更となった(平成11年に暫定措置、平成16年改正で恒久化)  
予定利率は、代行負債の計算には使用されなくなり、代行部分に対する必要利回りは、代行の預かり利息(=厚生年金本体利回り)となった。

つまり、厚生年金基金制度の**最大の問題点は、平成11年、16年改正で既に行政として手当て済み。必要利回りが5.5%であったのは1990年代まで。**  
同時に**基金への掛金(免除保険料)も凍結されたため、将来発生する資産枯渇対策なども「給付現価負担金」制度によって手当て済み(財政中立化)**

現在の必要利回り(損益構造)について、次ページ以降で解説

給付現価負担金の支給が大幅に遅れている(支給不足に対する2分ノ1の5分ノ1方式)ことで、代行給付による資金流出が過重負担となっている。現価負担金の支給時期の大幅前倒しが最大の課題として残っている。(代行に見合う厚生年金保険料を早期支給していただきたい)

# 厚生年金基金の損益構造

## 1. 平均的な基金の例

### 資産と負債の状況

運用資産 80億	代行部分 債務 80億
特別掛金収入現価 15億	上乗せ(企業年金)債務 20億
不足 5億	

平均的な例として、代行割れぎりぎりの積立水準、年金債務100億円規模

代行部分の利息は、厚生年金(GPIF)の運用実績(過去10年平均1.6%)  
したがって、  
 $80 \times 1.6\% = \text{年}1.28\text{億円の支払利息}$

上乗せ部分の利息は予定利率5.5%  
したがって、  
 $20 \times 5.5\% = \text{年}1.1\text{億円の支払利息}$

合計年**2.38億円**が支払利息合計

特別掛金収入現価とは、加入事業所に対する貸付金と同じ経済効果(貸付利息5.5%)  
 $15 \times 5.5\% = \text{年}0.825\text{億円の利息収入}$

実質的な支払利息は、 $2.38\text{億} - 0.825\text{億} = \text{年}1.555\text{億}$

つまり、 $1.555\text{億} \div 80\text{億(運用資産)} = \text{年}1.944\%$ の運用利回りで黒字となる

⇒ 不足5億円を特別掛金とするか、毎年0.5億円(10年で不足ゼロ)運用で稼ぐかが課題。運用だけとすると  $(1.555\text{億} + 0.5\text{億}) \div 80\text{億} = \text{年}2.57\%$ の運用利回りで積立不足解消

いずれにせよ、一般的なDB企業年金(2.0~3.5%の予定利率)と同じ運営で大丈夫

# 厚生年金基金の損益構造

## 2. 代行割れの例(特別掛金設定)

資産と負債の状況

運用資産 64億	代行部分 債務 80億
特別掛金収入現価 31億	上乗せ(企業年金)債務 20億
不足 5億	

代行部分の80%しか資産がない指定基金、年金債務100億円規模

代行部分の利息は、厚生年金(GPIF)の運用実績(過去10年平均1.6%)  
したがって、  
 $80 \times 1.6\% = \text{年}1.28\text{億円の支払利息}$

上乗せ部分の利息は予定利率5.5%  
したがって、  
 $20 \times 5.5\% = \text{年}1.1\text{億円の支払利息}$

合計年**2.38億円**が支払利息合計

特別掛金収入現価とは、加入事業所に対する貸付金と同じ経済効果(貸付利息5.5%)  
 $31 \times 5.5\% = \text{年}1.705\text{億円の利息収入}$

実質的な支払利息は、 $2.38\text{億} - 1.705\text{億} = \text{年}0.675\text{億}$

つまり、 $0.675\text{億} \div 64\text{億(運用資産)} = \text{年}1.055\%$ の運用利回りで黒字となる

⇒ 不足5億円を特別掛金とするか、毎年0.5億円(10年で不足ゼロ)運用で稼ぐかが課題。運用だけとすると  $(0.675\text{億} + 0.5\text{億}) \div 64\text{億} = \text{年}1.84\%$ の運用利回りで積立不足解消

いずれにせよ、一般的なDB企業年金(2.0~3.5%の予定利率)よりも安全運営で大丈夫